

フィンランド

意匠規則

2003年7月18日法律第620号により改正された1971年4月2日法律第252号

2003年8月1日施行

目次

登録出願及び意匠登録簿

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

優先権

第8条 [廃止]

第9条

第10条

第11条

分割

第12条

登録出願の処理

第13条

第14条

登録出願の公告

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

意匠登録簿

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

手数料

第 29 条 - 第 32 条 [廃止]

特別規則

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

追記

登録出願及び意匠登録簿

第1条

意匠の登録出願は、国家特許登録庁(National Board of Patents and Registration)(以下「特許庁」(registering authority)という。)に対して提出しなければならない。

第2条

意匠登録の出願書類は、出願書類及び付属書類から成るものとする。

出願書類は、出願人又はその代理人の署名を要し、次の事項を記載しなければならない。

(1) 出願人の名称、住所及び宛先、並びに出願人が代理人により代理されている場合は当該代理人の名称、住所及び宛先

(2) 意匠創作者の名称及び宛先

(3) 意匠登録の出願対象である製品の表示

(4) 意匠法(法律第221/1971号)第8条の規定に従って優先権を主張するか否かに関する情報

(5) 出願人が意匠法第18条に基づく意匠公告の繰延を請求するか否かに関する情報

(6) 出願書類に添付された付属書類を特定する情報

次のものは、出願書類の付属書類として添付しなければならない。

(1) 意匠の1又は複数の表示

(2) 出願人が代理人により代理される場合は、委任状

(3) 意匠が出願人以外の者により創作された場合は、当該出願人の権利を証明する書類

第4段落は、廃止された。

第3条

出願書類及び付属書類は、使用言語に関する法令に従ってフィンランド語又はスウェーデン語により作成されるものとする。出願人が外国人である場合は、出願は、フィンランド語により作成されるものとする。出願に添付される書類が外国語により作成されている場合において、特許庁が請求するときは、フィンランド語又はスウェーデン語への翻訳文を提出しなければならない。

第4条

意匠の表示は、3通を提出しなければならない。表示は、すべてA4サイズ(21×29.7cm, 8.2×11.6 インチ)を超えない寸法としなければならない。表示は、別寸法の白黒の複製に適するものでなければならない。

出願人が意匠の見本を提出する場合は、それは耐久性のある素材で作成され、縦、横、高さ何れも40cm(15.6 インチ)を超えず、かつ、重量は4kg(8ポンド13オンス)を超えないものとする。分解し易い物又は危険物は、見本として提出することができない。

出願が複数の意匠に関係する場合は、意匠ごとに別の表示を提出しなければならない。そのような出願の場合は、表示及び見本(若しあれば)には明確に連続番号を標記しなければならない。

第5条

特許庁は、各意匠登録出願に出願番号及び出願受領日を記載する。

第6条

特許庁は、受領した意匠登録出願に関する出願登録簿を備える。出願登録簿は、公衆の閲覧に供されるものとする。

出願登録簿には、次の事項を各出願について記載するものとする。

- (1) 出願日及び出願番号
- (2) 意匠の表示又は見本が最初に提出された日が出願日と異なる場合は、その提出日
- (3) 意匠登録出願の対象である1又は複数の製品、及び当該意匠が割り当てられた1又は複数の類区分
- (4) 出願人の名称、住所及び宛先
- (5) 出願人が代理人により代理されている場合は、当該代理人の名称、住所及び宛先
- (6) 意匠創作者の名称及び宛先
- (7) 優先権が主張される場合は、先の出願がされた国、当該出願の出願日及び出願番号
- (8) 出願人が、意匠法第18条に従って意匠開示書類の公告繰延を請求しているか否か
- (9) 提出された見本、受領された書類及び納付された手数料
- (10) 当該事件についてされた決定
- (11) 先の出願との第14条に基づく抵触を理由として付与された手続の繰延。この場合は、この旨の注記が先の出願の記録欄にされるものとする。

第7条

登録出願対象の意匠が他人に移転された旨が特許庁に通知された場合は、当該移転が確認された場合に限り、移転を受けた当該他人を出願人として出願登録簿に記載することができる。

優先権

第 8 条 [廃止]

第 9 条

特許庁は、出願人に対して、先の出願の出願日及び出願人の名称を証明する関係基本出願の受理官庁からの証明書、並びに出願書類の写し(前記受理官庁による認証のあるもの)及びそれに添付した 1 若しくは複数の表示を提出することにより、一定期間内に意匠法第 8 条にいう優先権を立証するよう命じることができる。前記の所定期間は、フィンランドにおける出願日から 3 月以上の期間とすることができる。

出願人は、第 1 段落による命令に従わない場合は、優先権を享受することができない。

第 10 条

優先権は、当該意匠が対象となった最初の出願に基づいてのみ、これを主張することができる。

最初の出願を行った出願人又はその権原承継人が同一特許当局に対して同一の意匠に関する後に出願を行った場合は、当該後に出願を優先権の基礎として援用することができる。ただし、その出願時において、先の出願が既に取下、却下若しくは拒絶されており、かつ、その事件において提出された書類が公衆の利用に供されていなかったこと、先の出願に基づく如何なる権利も残っておらず、かつ、先の出願が優先権の基礎として機能していないことを条件とする。当該後に出願を基礎として優先権が容認された場合は、先の出願は、もはや優先権の根拠として援用することができない。

第 11 条

出願人が意匠法第 11 条に従って複数意匠の登録出願を行う場合は、1 若しくは複数の意匠について優先権を取得することができる。

当該出願がされた場合において、出願が複数の異なる国でされているときであっても、当該複数出願を基礎として優先権を主張することができる。

分割

第 12 条

出願が複数意匠に関係する場合は，出願人は複数の出願を行うことにより原出願を分割することができる。この場合は，前記出願は，原出願と同時にされたものとみなされる。

意匠法第 47 条に規定する新たな出願手数料及び追加手数料は，既に納付済でない場合は，当該出願について納付しなければならない。

登録出願の処理

第 13 条

意匠登録条件の充足についての審査において、特許庁は、その知る限りのすべてのことを考慮しなければならない。

新規性に関する特許庁の審査については、関係出願の出願日より前に受領され、かつ、特許庁に係属しているフィンランドにおける又はフィンランドを指定する意匠登録出願、及び意匠登録簿に登録されているか又は登録が抹消された意匠を含むものとする。

意匠法第 4 条、第 4a 条及び第 4b 条に関する意匠の登録適格性は、当該意匠の内容により必要と認められる程度で、かつ、当該出願の処理を実質的に遅らせることなく、特許庁により調査されるものとする。

第 14 条

先の意匠登録出願との抵触の場合は、特許庁は、後の出願の処理を、先の出願との抵触性についての決定がされるまで若しくは先の出願の出願書類が公衆の利用に供されるまで、又は出願の変更の結果として抵触がなくなるまで、繰延することができる。本規定はまた、特許庁が先の特許出願又は商標登録出願との抵触を知得した場合にも適用される。

登録出願の公告

第 15 条

意匠法第 18 条に従う登録出願の公告は、次の事項を含むものとする。

- (1) 出願番号
- (2) 出願日又は意匠法第 10 条に従って出願したものとみなされる日の表示
- (3) 出願人の名称、住所及び宛先、並びに出願人が代理人により代理されている場合は、当該代理人の名称、住所及び宛先
- (4) 意匠創作者の名称及び宛先
- (5) 意匠登録出願の対象である物品及び当該意匠が割り振られた類区分の表示
- (6) 主張された優先権、言及された出願の出願国、同出願の出願日及び出願番号に関する情報
- (7) 意匠の 1 又は複数の表示
- (8) 見本が寄託されているか否かに関する情報
- (9) 1 又は複数の表示が色彩付きか否かに関する情報

第 16 条

登録出願に対する異議申立、並びに出願人及び異議申立人からの後続の提出書類は、3 通を付属書類と共に特許庁に提出しなければならない。異議申立には、その理由を明記しなければならない。

第 17 条

異議申立人が代理人により代理される場合は、委任状を特許庁に提出しなければならない。

第 18 条

異議申立人から提出された申立書及び付属資料はすべて、その写しが出願人に提供されるものとする。

出願人が異議申立に関する答弁書を提出した場合は、特許庁は、更なる書類の交換が必要か否かについて決定する。

第 19 条

登録出願の審査中であるが異議申立期間外に、特許庁が審査にとって重要性のある書類の提出を受けた場合は、特許庁は、出願人にその旨を通知する。何人かが出願公告前に当該書類を送付した場合は、特許庁は、当該意匠に関する真正な権利が問題である場合を除いて、出願公告がされたときに異議を申し立てることができる旨をその者に伝えるものとする。

意匠登録簿

第 20 条

特許庁は、意匠登録簿を備える。

第 21 条

意匠が意匠登録簿に登録される場合は、意匠には登録番号が付与されるものとする。複数意匠登録の場合は、すべての意匠に共通の登録番号が与えられる。また、意匠の登録所有者には、登録証明書が付与される。

意匠登録簿には、次の事項が記載されるものとする。

- (1) 当該意匠の出願番号及び登録番号
- (2) 意匠の登録所有者の名称、住所及び宛先、並びにその者が代理人により代理されている場合は、当該代理人の名称、住所及び宛先
- (3) 意匠創作者の名称及び宛先
- (4) 意匠登録の対象である 1 又は複数の物品及び意匠が割り振られた 1 又は複数の類区分の表示
- (5) 次の各日付の表示
 - (a) 意匠法第 10a 条に従って登録出願がされたとみなされる日
 - (b) 出願書類が公衆の利用に供された日
 - (c) 登録出願の公告日
 - (d) 意匠の登録日
- (6) 優先権を生じさせた出願の出願国並びに当該出願の出願日及び出願番号を明記した、主張される優先権に関する情報
- (7) 意匠の 1 又は複数の表示
- (8) 見本が提出されているか否かに関する情報
- (9) 意匠が意匠法第 25a 条に基づいて補正されたか否かに関する情報
- (10) 意匠法第 31 条に基づく意匠登録の一部取消に関する情報

第 22 条

1 若しくは複数の出願人が同一の日に、全般的印象が相互に異なる 2 以上の意匠の登録を出願した場合において、それら複数意匠が登録されるときは、この事実は、各関係意匠について意匠登録簿及び登録証に記載されるものとする。登録された他の意匠の出願番号及び登録番号もまた付記されるものとする。

第 23 条

意匠法第 23 条第 1 段落に従う登録の公告には、当該意匠の登録日及び登録番号、並びに当該出願の出願番号及び当該出願の公告日が含まれるものとする。

第 24 条

何人かが特許庁に対して、意匠登録の全部若しくは一部の取消、登録の移転、又は強制ライセンス付与を求める訴訟を提起した旨を通知した場合は、この事実は、意匠登録簿に記載さ

れるものとする。

意匠法第 44 条に従い終局判決書の謄本が特許庁に送付された場合は、この事実は、意匠登録簿に記載される。当該判決が法的拘束力を取得した時は、当該事件の主要な法的結果を示す記載が意匠登録簿にされるものとする。

第 25 条

意匠法第 27 条に従う登録には、意匠権の所有者の名称、住所及び宛先、並びに意匠権の移転日又はライセンス付与若しくは譲渡抵当権設定の日を記載する。ライセンス付与に関するこの旨の記載が請求された場合は、ライセンスを更に付与する意匠の登録所有者の権利が制限されているか否かの注記がされるものとする。

注記に関する問題を直ちに判定することができない場合においても、注記の記載が請求されている旨が意匠登録簿に記載されるものとする。

第 1 段落の規定は、強制ライセンス及び意匠法第 32 条第 2 段落に定義する権利に関する注記に準用されるものとする。

意匠権が差押の対象にされた旨の通知がされた場合は、この事実が意匠登録簿に記載されるものとする。

代理人に関する変更の通知については、意匠登録簿にその旨が記載されるものとする。

第 26 条

意匠の登録所有者が意匠法第 33 条第 1 段落に従って自己が意匠権を放棄した旨を通知した場合において、意匠登録簿にライセンスの記載がされているときは、当該意匠が意匠登録簿から抹消される前に、実施権者に対してはその旨の通知がされ、当該事項についての当該人の利益保全のため十分な時間的余裕が与えられるものとする。

第 27 条

意匠登録が更新された場合は、意匠登録簿にその旨の記載がされる。

更新の公告には、当該意匠の登録番号、更新期間の開始日及び意匠の登録所有者の名称及び宛先に関する情報が含まれるものとする。

第 28 条

登録が効力を失った場合は、特許庁は、当該意匠を意匠登録簿から抹消する。

意匠が意匠登録簿から抹消されたか若しくは意匠が修正された場合、又は意匠権が法的拘束力を有する判決の結果他人に移転されたか若しくは一部取り消された場合は、特許庁は、この事実について公告する。

手数料

第 29 条 - 第 32 条 [廃止]

1976 年 12 月 3 日付の規則第 943/76 号により廃止

特別規則

第 33 条

意匠は，1 又は複数の類に分類されるものとする。
意匠の分類は，特許庁により定められるものとする。

第 34 条

意匠保護に関する事項についての通知は，特許庁により発行される登録意匠公報に掲載されるものとする。

第 35 条

意匠法第 10 条に従い特許庁に寄託された見本(訳注：原文は，model)は，登録満了後 5 年が経過するまで特許庁により保管されるものとする。当該 5 年中に意匠の登録所有者がその返還を求めなかった場合は，特許庁は，当該見本を破棄することができる。

第 36 条

特許庁は，登録出願及び当該出願の処理，登録意匠に関する事項，意匠登録簿，並びに意匠保護に関する事項の公告について，更に詳細な規則を定めるものとする。

第 37 条

第 8 条の規定に従う優先権は，1971 年 4 月 1 日登録意匠法の施行前に外国においてされた出願を基礎とすることができない。(訳注：第 8 条は前述の通り廃止されている。)

追記

本規則は、2003年8月1日から施行する。